

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 月 7 日

様

茨城県産業戦略部中小企業課
大型店担当

住民等意見対応報告書について（送付）

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、令和3年12月12日付けで提出のあった下記の大規模小売店舗に関する意見について、当該届出者より意見対応報告書を受理しましたので、別紙のとおり送付します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) タイヨー取手戸頭店
所在地 茨城県取手市戸頭八丁目1番1

2. 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 みずほ丸紅リース株式会社
代表者氏名 代表取締役 秋吉 満
住 所 東京都千代田区四番町6番地

茨城県産業戦略部中小企業課
大型店担当 松澤
TEL : 029-301-3559
FAX : 029-301-3569

(別紙)

大規模小売店舗の届出に関する市町村等意見対応報告書

令和4年1月5日

中小企業課長 殿

みずほ丸紅リース株式会社
代表取締役 秋吉 満
東京都千代田区四番町6番地

令和3年12月13日付けで通知のあった意見への対応について、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) タイヨー取手戸頭店
所在地 茨城県取手市戸頭八丁目1番1
- 2 対応

意見の内容		対応
事項	内容	
周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項	駐輪場の確保等(自動二輪等を含む)	先日の説明会を踏まえ、検討した結果、現状の届出駐輪場の拡張等により80台程度駐輪できるようスペースを確保します。また、今後、駐輪場の利用状況を見ながら、スペースの拡張も検討してまいります。



<p>周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項</p>	<p>街並みづくり等への配慮等（光害の防止に対する配慮を含む）</p>	<p>周辺の幹線道路について、現況の交通量が多く、特に休日に渋滞が発生していることは把握しております。</p> <p>届出に当たりましては、警察や道路管理者と協議を行い、極力周辺地域の皆様にご迷惑がかからないような誘導経路を設定いたしました。が、店舗開店による交通量の増加（1分当たり2台程度）が見込まれております。</p> <p>このため、店舗開店時から混雑が収まるまでの一定期間、駐車場の出入口に誘導員を配置し、円滑な交通流動を促すことで周辺への影響を極力小さくなるよう努めてまいります。</p> <p>また、ご意見をいただきました現況の交通渋滞につきましては、警察など関係機関にしっかりとお伝えいたします。</p> <p>設置者といたしましては、開店後の交通渋滞の状況を注視するとともに、必要に応じて警察や道路管理者、既存大型店などと連携を取りながら、対応可能な対策を講じてまいります。</p>
------------------------------------	-------------------------------------	--